

名誉会員規定

1999年10月29日制定

1. 名誉会員は、会長、副会長の経験者またはこれと同等に本会に貢献をなし学術的研究にとくに顕著な正会員、および正会員以外で、本会と密接な関係にある団体の代表者など本会の発展にとくに寄与のある者とする。
2. 名誉会員は、満70歳（4月1日現在）を超える者とし、正会員の資格を保持する。
3. 正会員のなかから選出される名誉会員は、理事会の推薦を経て会長がこれを承認するものとする。